

会議録

会議の名称	令和7年度第4回川越市上下水道事業経営審議会
開催日時	令和7年10月2日(木) 午後2時00分 開会・午後5時00分 閉会
開催場所	川越市やまぶき会館 B・C会議室
会長(会長) 氏名 *敬称略	会長:青木 亮(会長)
出席者(委員) 氏名(人数) *敬称略	青木亮(会長)、佐野勝正(副会長) 江田崇、中野敏浩、柿田有一、片野広隆、桐野忠、小澤哲也、吉野郁恵、 新井康夫、山口陽子、野口典孝、菅間和範、横山三枝子、村上直、 佐久間佳枝 の各委員(16名)
欠席者(委員) 氏名(人数) *敬称略	宮岡寛、山崎宏史 の各委員(2名)
事務局職員 氏名(職名)	内田真(上下水道局長) 【財務課】 馬橋洋(課長)、内田拓享(副課長)、佐藤和明(副主幹)、浅野蒼太(主事) 【給水サービス課】 堀尚吾(上下水道局参事兼課長) 【事業計画課】 小林武(上下水道局副局長兼課長) 【水道課】 新井賢一(上下水道局参事兼課長) 【下水道課】 西村雅喜(課長) 【上下水道管理センター】 石戸祐仁(所長) 【総務企画課】 矢野雄一(上下水道局副局長兼課長)、嶋村典子(副課長)、高田英明(副主幹)、児玉陽介(主査)、佐々木亮(主査)、小澤裕樹(主任)、金井拓実(主事)
傍聴人(人数)	1名
会議次第	別紙のとおり

配付資料	<p>(事前配付資料)</p> <p>○令和7年度第4回川越市上下水道事業経営審議会次第</p> <p>○資料1 下水道使用料の改定案について</p> <p>○資料1参考資料 【参考】基本料金案の検討について</p> <p>○資料2 下水道使用料 県内団体比較表【1か月あたり・税抜き】</p> <p>○資料3 用途区分「公衆浴場用」の認定について</p>
------	--

議事の経過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
	<p>1 開会</p> <p>【審議会委員の退任及び就任】</p> <p>令和7年9月28日付で村山博紀委員が退任され、 令和7年9月29日付で江田崇委員が就任された旨の報告があった。 また、江田委員から挨拶がなされた。</p> <p>【傍聴希望者の確認】</p> <p>事務局より資料の確認、傍聴希望者1名の報告がなされた。</p>
	<p>2 議題</p> <p>(1) 諮問事項 下水道使用料の改定について</p> <p>① 下水道使用料の改定案について</p> <p>(2) その他</p>
事務局	(1) 諮問事項 下水道使用料の改定について資料1（1～18ページ）に基づき説明。
会長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様からご意見ご質問等いただきたいと思います。1章・2章とございましたので、範囲を区切って審議をしていきたいと思います。</p> <p>まず、1章「平成21年度改定時（前回改定時）の考え方」、資料1～5ページになります。こちらについてご意見ご質問等ありますでしょうか。</p> <p>特にご意見ご質問等ないので、続きまして2章「流域下水道維持管理負担金の経費分解の考え方」、資料6～18ページになります。こちらにつきましては、17ページに事務局からの提案も示されていますので、これを含めましてご意見ご質問等ございましたらお願ひいたします。</p>
副会長	確認がございます。（流域下水道維持管理負担金について）平成21年度の改定時は変動費で考え、前回の審議会までは固定費とするということでしたけれども、今のご説明ではそれを取り止めて変動費と固定費を入れるという考えですよね。その割合は、県の数字を使って固定費70%・変動費30%を使うと。いい考え方だと思いますが、少し心配しているのは、八潮市の事故の問題があるから、おそらく固定費はもう少し増えてくるのではないかと思います。その辺は次の改定のときにまた割合を考えざるを

	得ないかなとは思いますが、どうでしょうか。
事務局	今回の改定につきましては、やはり県の流域の負担金が変わっている点も大きな要因の一つでございます。その大きな要因の部分の経費分解が、このような70%・30%という形でしたので、そちらに合わせておりますが、先ほどの説明にもありましたとおり、令和12年に県も（負担金を）再度検討をすることを予定しておりますので、そこで改めて経費分解も考えていく必要があるかと思っております。
会長	他はいかがでしょうか。
委員	13ページの他市の状況の8番の根拠で、川越市が日本下水道協会に聞いたときと違った回答が出ていたように思えます。固定費と変動費を半々とするのが妥当と。何か場当たり的なものを根拠に考えている気がしており、それは如何かと思いますが、どうでしょうか。
事務局	8番の（固定費・変動費）50%・50%ですけれども、日本下水道事業団という日本下水道協会とはまた別の団体になります。その事業団にお伺いをしたところ、そのような見解を示されたとのことです。日本下水道協会は、（各自治体の）実情で判断してほしいとの事でしたため、本市の実情としては県の割合を採用させていただいていたということでございます。
会長	他にご意見ご質問等ないようですので、17ページに示されております事務局からの提案、固定費70%・変動費30%という提案でございますが、これについてお諮りしたいと思います。事務局の案のとおり、固定費70%・変動費30%することで経費分解をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
	(異議なし)
会長	それでは流域下水道維持管理負担金の経費分解につきましては、事務局の提案通りということにさせていただきたいと思います。この後、3章以下が続きますが、お話を長くなると思いますので一旦10分程度の休憩を入れたいと思います。
	(休憩)
会長	時間になりましたので、これから審議の方を再開させていただきます。 議題（1）①下水道使用料の改定案についての資料1の3章からとなります。

	事務局の方から説明をお願いいたします。
事務局	(1) 諮問事項 下水道使用料の改定について資料1（19～31ページ）、資料2、資料3、資料4、資料5に基づき説明。
会長	ただいま事務局から説明がありましたので、これから委員の皆様からご意見ご質問等いただきたいと思います。まずは、3章「今回の改定の考え方」、資料19～23ページとなります。3章につきましては、2章と同様に事務局からの提案が、検討項目①～③という形でそれぞれ示されておりますが、これにつきましてご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。
副会長	質問させていただきます。先ほど県の固定費の比率が30%とありました。私は素直に30%を使えばいいのかなと思いますが、他にも数字を出していますよね。基本的に固定費であれ変動費であれ、固定費を安くすれば変動費を高く貰わなくてはならないという関係で、固定費を低くしたからとはいえた変動費が同じということはありえないため、その辺の考え方をお聞きしたいというのが一つ。また、基本的にこの水道と下水道というはいわゆる受益者負担のため、そういう意味では基本料金は同額で然るべきであり、変動費については多少差があってもいいのかなとは思っています。（少量使用者は）生活困窮者ばかりではなく単身赴任の方もいると思いますので、生活困窮者に限定するような概念は少々省いていただきたいと思っています。市の施策は税金によって行われますが、市税の負担者と実際の受益者は必ずしも一致しませんよね。でもこの上下水道においては、負担者と受益者が全く一緒です。多少は（使用料が）下がってもいいとは思っているのですが、制度の仕組みが違うという点は押さえていただきなくてはいけないと思っています。またこれは現行料金の率ですから、オフィスとかがすごく大きな負担になってきますよね。（排除量が）多い人は上がりなきやいけないから率を下げて、少ない人は率を上げていくという考え方もあると思いますが、一律とされたのはどういう理由であるかというのをご説明いただきたいなと思います。
会長	多少4章のところに関わる話もありましたので、4章のところでまとめてでもいいですし、今お答えできるところだけを先にご回答いただいてもよろしいです。
事務局	まず30%の部分のお話になります。2章でお話させていただいたのは流域下水道維持管理負担金をどのように配分するかというところで、70%・30%というところでご承認いただけている認識でございますが、この3章の基本料金に対して固定費の配分割合をどのようにするかというところに関して、事務局としては30%、25%、20%の3案を提案さ

	<p>せていただいているところでございます。こちらにつきましては、固定費を減らすとその分変動費が上がるという部分は、確かにおっしゃるとおりの側面はあるのですが、一般家庭の影響を考えたときに、下げるという選択肢も一つ考えられるだろうということで30%、25%、20%という3つの提案をさせていただいているというのがまず一つ目のお話になるかと思います。先ほどおっしゃられた受益者と負担者が同一であるという話に関して、原則としては受益者負担の原則に基づいて、使った人が使った分だけ負担をしていただく。これが原則だというふうに我々も考えております。ただ今回は基本料金をかなり上げさせていただくという提案をさせていただいておりますので、そこの部分を考えたときに、一定程度（排除量が）少ないところの人にも考慮する必要性があるのではないかという形で考えさせていただいております。ここから先は4章の話になてしまふのですけれども、4章のような従量料金の考え方の提案をさせていただきました。1～10m³の単価は抑えた一方で、それ以外の単価は同程度の引き上げとしたという部分に関しては、逆傾斜の考え方もあるのではないかということを副会長の方からもご指摘いただきましたけども、受益者負担の原則で、基本的に使った人が使った分だけ負担をしていただくということを前提として考えた場合には、従量料金制の中で単価が上がっていくという仕組みは既にございますので、そこからさらに傾斜をかけるよりも今の傾斜を維持するような形で行うと考えた際、同率で上げさせていただくという形でご提案をさせていただいたというところでございます。</p>
会長	他はいかがでしょうか。主に3章のところ、改定の考え方の部分について、ご意見ご質問等いただければと思います。
委員	私も副会長が最初言った30%でいいのではないかと思っております。元々この辺の枠の中で30%を目指すというのを原則にしていますので、20%ですと理屈がなくなるのではと思います。経営審議会なので、経営上で30%が必要だと出した上で、もしも下げるのであれば答申を受けた後に、上下水道事業管理者や市長が考える段階で、考えればいいのではないかと思っています。
会長	他はございますか。
委員	考え方の理屈としましては今議論されている内容で悪くないというふうに感じます。ただ現状、一定程度の配慮と書いてあるところの背景で、（少量使用者は）必ずしも低所得とは言えないという議論がありましたが、例えば生活保護の方などは極めて少ない使用量で生活しているのが事実です。これに関しては最低生活費の生活扶助の引き下げが違憲であるという最高裁判決が出ており、これに対する国の対処はまだやられていないとい

	うことよね。この10年間、最低生活費以下で10年間生活されているということが回復されない現状がある中で、そういうところに負担をかけるわけで、一定程度低い部分に配慮を当面しておくのは必要であり、理屈だけの話でやらない方がいいと感じているので、30%で行くのではなくある程度配慮する案の25%、20%も検討の余地はあると考えます。
副会長	その考え方もわからないでもないですが、本来それは市の行政でやることで、これ受益者負担だから、他人にしづ寄せをすることは本来あつてはいけないのかなというのは考え方としてあります。本来、これは皆さんの財源でもってやるということも考えなくてはならない。だからおっしゃってることをやるのであれば、最小限にするべきです。(配慮が)過度となれば、これは本来行政がやることであると思います。この上下水道が皆さんのが使用料によって維持していくということが一番大切な事であると考えていただきたいと思います。
会長	かなり議論が4章のところに入ってきておりままでの、3章の考え方のところでご意見ご質問等ありましたらお聞きしたいのですが、3章の内容の確認をさせていただいてから4章…という方が議論の混乱がなくなると思います。3章について他にございますか。
会長	よろしいでしょうか。そうしましたら事務局の方から、3章のところでの検討項目として3つ出されております。一つは21ページにあります検討項目①基本料金について、事務局案の方では案A～Cの3つに絞ってこの後の議論を行ってございますが、この案A～Cの3種類に絞って議論するということでよろしいでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。それでは基本料金につきましては事務局案通り、案A～Cの3つでもって以下の議論をしていくと。 続きまして、22ページの検討項目②排除量区分につきましては、事務局案通り、現在の排除量区分を継続して適用していくことによろしいでしょうか。
委員	排除量区分のところ(25ページ)ですが、例えば、案Aで215円という金額が出ていますけど、この単価というのは早見表で見ると2万、3万、4万m ³ になって初めてこの単価となります。例えば1,500m ³ であるとか、後はもう200円達するかどうかの単価ですので、500m ³ を過ぎると、もうこの単価になってしまうという誤認に繋がるのではないかという気もしますが、その辺はどうですかね。

事務局	500m ³ まではそれぞれのm ³ 単価の積み上げになりますので、501m ³ を超えた水量に対して1m ³ 当たり215円が適用されるということになりますので、実際に改定した場合にはその辺も丁寧にご説明をして、今おっしゃられたような誤解が生じないように努めていきたいと思います。
会長	<p>他は何かございますか。よろしければ、22ページ検討項目②排除量区分につきましては事務局案通り、現在の排除量区分を継続して適用することにさせていただきます。</p> <p>続きまして最後に23ページ検討項目③従量料金単価につきまして、事務局案通り1～10m³の区分の単価の改定額を抑え、それ以外の単価は同程度引き上げるということですが、こちらはよろしいでしょうか。</p>
副会長	私はあんまり感心できません。もしやるのであれば全て同率でもいいのではないかでしようか。昔と違ってこの1～10m ³ というのは、過度にやる必要はないと思います。こういう審議会をこれから5年毎など行う場合には、継続的な考え方でやった方がいいと思います。よほど状況が変わらない限り、前回の考え方をできるだけ踏襲していくっていうのは、料金体系を維持するためにいいと思いますので、その辺のこととも考えて料金体系を考えていただきたいと思います。
事務局	原則としては、全ての使用者に応分の負担、つまり使った分の負担をしていただくというところで考えれば、おっしゃるとおり同率という考え方もあるとは思います。ただ今回は基本料金をかなり引き上げさせていただくことが前提としてあるものですから、その一番影響を受けると思われるところに一定程度の配慮をするという形で考えさせていただいたのが、今回の案になっております。ただ今回基本料金を大きく引き上げるという部分は、どの案になったとしてもそれなりの引き上げという形にはなりますので、その点を考慮させていただいたというところですので、原則の部分としては、副会長がおっしゃったこと考え方を大きく変えているつもりはございません。
会長	副会長さんからもお話がありましたけども、もう一方で基本料金に関しましては1m ³ しか使わない方も501m ³ 以上使う方も一緒ですので、その金額について同じというのは実際に負担感がちょっと変わってきてしまうと。それもありまして多分その後の従量料金との組み合わせのところで、事務局案としては少し考慮されていると。今回どの案にしましても、基本料金が比較的大きく引き上げとなりますので、逆に言いますと、基本料金が上がっていますから、従量料金はどの案でも結果として抑えられているという構造でやっておりますので、数年後の改定のときはまた別の考え方

	が出てくると思いますが、今回は事務局案でとさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。
委 員	基本的には事務局案で検討していただくことは良しとしておりますが、例えば月に6万円で暮らしている人に500円、1,000円上げるというのは、それなりの負担だということを認識しないと。基本料金200%の値上げっていうのは、上げ幅が大きいに決まっていますので、軽々しく扱えません。
副会長	この議論のポイントは、固定費を基本料金でちゃんとしっかりと取って、基本料金を取れば変動費の方が減る、基本料金を抑える代わりに変動費を上げております、どっちを取るかの選択がまず一つ。二つ目、大口使用者は使用料が高くなっていて（改定）率は下のところにありますけれど、この考え方はどうでしょうということです。議論的にはその二つかなと思います。
事務局	いろいろご意見いただきありがとうございます。事務局としては、一概に排除量の少ない方が経済的に優位な方ばかりではない、実際には排除量が少ない方の中で低所得者の方も非常に多くいらっしゃるというところもございますので、この部分をやはり考慮させていただいて、ご議論いただきたいと思います。
会 長	こちらにつきましてはいろんな考え方があるとは思いますけれども、できましたら事務局案の方でさせていただければと思いますが、よろしいですか。
	(異議なし)
会 長	そうしましたら、少しご意見あると思いますが事務局案の形でさせていただければと思います。続きまして、4章「改定案」、資料24～31ページになりますが、こちらにつきまして既にいくつか意見は出ておりますけども、ご意見等ございましたらお願いいいたします。それから関連する資料がありますので、そこについてご審議という形で意見をいただければと思います。基本的に4章では案A～Cまで、事務局から3つの案が示されてございます。よろしくお願いいいたします。
委 員	今回はこの下水道使用料という部分の改定で考えているわけですけれども、当初の行政の全体計画の中で、先ほど下水道区域の拡張は終了したという表現がありましたけれども、実際には調整区域の中ですっと待ってはいたが市がもうやらないと決めてしまって、今でも落胆している人はいつ

	ぱいいます。そういった中で、そんなときには合併浄化槽なりで排水をしなければいけなくなるわけですけども、今回の使用料改定をした結果と浄化槽で排水をやる場合、どの程度どういった違いがあるのか、参考までにちょっと教えてもらえますか。
事務局	合併浄化槽を使用している方と現行使用料の違いは、前回もお示しをさせていただきましたが、合併浄化槽にかかる費用は、最小の5人槽の場合は年間32,000円～47,000円程度となります。案A～Cについて試算したところ、案Aの場合は年間27,000円～43,000円程度、案Bの場合は年間26,000円～44,000円程度、案Cの場合は年間26,000円～45,000円程度になるものという形になっております。結論としましては、浄化槽と同程度か若干安いというような形になるということが想定されております。
委員	ありがとうございます。浄化槽の方と、そんなに大差はないという部分の確認をさせていただきました。
会長	他はいかがでしょうか。
委員	私は案Aの30%位だと思っているのですけれど、その理由としては案Aが大口使用者にとっては他よりも安いという感じで受けられるのかな。そうすると企業誘致があった場合に大口は水の利用がたくさんあるので、利点となるのかなというふうに思いました。よって現時点では案Aを支持しております。
会長	あと他はいかがでしょうか。
委員	最大で使っている使用者がどれぐらいの量になるのか。それはどういった事業の形態をとっているのかだけ教えていただければありがたいです。上位三つぐらいわかるといいかなと思うのですけれど。
事務局	令和6年度の実績で一番多いところがいわゆる一般企業です。年間排除料50万7451m ³ で、月平均4万2254m ³ になります。年間の使用料は1億577万6979円、月平均881万4748円という形で、この一番多いところが飛び抜けて多い状態になっております。2番目はいわゆるデパート系のところになりまして、こちらは年間18万7493m ³ 、月平均1万5624m ³ です。使用料は年間3,898万9357円、月平均324万9113円でございます。3位、4位はともに工場になりますが、こちらの工場は年間15万m ³ ほどと13万m ³ ほどの排除量です。月平均で見ますと、大体1万2千～1万m ³ ぐらいの排除量です。年間の使用料は3

	100万円～2600万、2700万円ぐらいで、月平均250万～230万円ぐらいという形です。5位は研究所の様なところで、こちらが年間11万9000m ³ ほど、月平均で1万m ³ を少し切るぐらいになります。年間使用料としましては2500万円ほどで、月平均でおよそ200万円となります。トップ5としては、そのような形です。
会長	他はいかがでしょうか。
副会長	先程少し触れましたけど1～10m ³ がどの案も50円で、ちょっとこれはどうかと思っています。というのは、固定費が30%だと（改定率は）11%と13%であまり変わらないですよね。でも案Cだと11%に対して31%ですよ。あまりに開きすぎていますよね。ですから、この20%であればもう少し負担してもらわないとバランスが悪いと言ってはなんですが、他の人に対する理由は言えないです。ただ案A30%の場合だったら、いいのではないかとは思いますけど、いささかどうかなっていうのはちょっと考えるところはありますね。
事務局	基本的な考え方としては3章のところでも述べさせていただいた通りで、基本的には同率という形で考えているのですけれども、一番基本料金の影響を受けると思われる排除量の低いところに対しては一定程度の配慮をするという形で示させていただいたのが、45円を50円にするという案ですけれども、確かに副会長おっしゃるとおり、その率の差が少しあり過ぎるのではないかという側面もあると思いますので、その辺は改めて、このご議論の中でもご意見があれば、お話いただければと思います。一応、ご議論いただく形はあるとしても、事務局としては最初の料金設定については、45円を50円にするという形で提案はさせていただいているというところになります。
副会長	他の一般の人から不満とか不評が出たときは、それを責任持つて答えるだけの覚悟はあるのですね。
事務局	はい。そちらに関しましてはいずれの案をとるにしましても、やはり下水道使用料の改定ということで、市民の皆様にご負担をいただきなければいけない部分ではございますので、できる限り丁寧にご説明をしていきたいと考えております。
副会長	配慮しないというわけではないけれど、これは皆さんを使っているわけです。だから特段だけの配慮をしていいですかという様な問題がある。やはりバランスが悪いというのも一つの批判ですよ。案Aでしたら11%と13%の差はありませんが、案Cは11%と31%とありえない差

	がある。これはどう考えているのかなと思いまして。
事務局	一応その部分は、基本料金をやはり上げさせていただいているというところがございます。一番割合が少ない案Cであっても、倍以上になっているという部分がございますので、そこに対して配慮する、対応するための方法として考えた結果、このような形でのご提案をさせていただいているというところでございます。
副会長	それは20%も下がっている合理的な理由になっていないです。私みたいな考え方をする人もいると思い、こういう審議会であえて言わせていただきました。特に料金というのは非常に影響が大きいため、審議会は多面的に見なければならない。下がっても合理的な範囲内で納得できる範囲内で収めなきやいけない。そこがポイントだと思っています。
事務局	繰り返しになる部分もありますが、やはり基本料金が一番安い案Cであっても、倍以上になっているという部分があるというところ、1~10m ³ というところは、少量使用者は当然のことながら全ての使用者が通るところです。先ほどご質問でもありました全ての使用者がそこの積み上げを経由してくるところですから、一定程度の人たちだけではなく全ての人にその部分の受益は行くことになりますので、我々としてはそういう点も考慮してその上で、やはり基本料金の影響という部分も考えた上でこのような形の提案をさせていただいているというところでございます。
副会長	本来そういう発想も必要です。結局今回の審議というのは、この数字でしようがないよねっていうのは納得して頂く必要がある。だから先ほどご意見があったように、少量使用者にも配慮するのは仕方がないとしても、このくらいの配慮だったらやむを得ないというのは、バランスを考えて審議していくないと、審議会の答申で重みが出なくなります。我々審議会の委員としては、特定な考え方で振れちゃいけないわけですよ。もっと配慮しなさいという意見が出ても不思議じゃない。だけど平等であるべきだという意見が出ても不思議じゃない。その中でどういうふうに落とし込みをしていくかの審議会ですから。あとは事務局としてどれを推したらいいのか、ちょっとそれも教えて頂けますか。
事務局	事務局としましては、この3案であれば、いずれの案であっても経営としてやっていくことは大丈夫であろうということで考えてお示しさせていただいておりますけれども、今までの第1回から第3回までの審議会の中でずっとお話してきた内容としましては、固定費の基本料金への配分割合は30%で行きたいお話をさせていただいております。ですから、30%というところはあるかとは思いますけれども、我々としてはその30%に

	絶対にしたいという強いこだわりというよりかは、この3つの案の中でどのような形にするかというところについて、ご審議をいただければと考えております。ただどれか一つをと副会長がおっしゃるのであれば、案Aの30%になるのかなと思います。
会長	ただいまの事務局から、3つの案の中であれば事務局は案Aというご意見等も出ましたけども、この件含めまして何かご意見等ござりますか。
委員	金額のことになると皆さんちょっとでも上がるとそれは困るみたいに言われるのですが、基本料金が200円のまますっと据え置きであったことが基本的に経営を圧迫していたことも、きちんと伝えないといけないと思っています。一般の方にその水道料金の基本料金のことを聞いても誰も知っている人がいないという現実と、水道料金表をもらっても上水道と下水道があって、その基本料金どうこうというのはなかなか目にすることが少ないと中で、今やっておかないとインフラ（の継続）は難しいですよということをきちんと消費者に伝えていくことで、説明ができるのではないかと私は思っています。一般の方に聞いたときに、200円がこういう状況だよと言っても、本当に理解できてそれがどのように使われているかということ自体も理解が少ないというふうに思っておりませんので、ただ単に値上げがされるだけではなく、こういうことが将来的に起こり得るため今負担をしてくださいという文面も入れていただきないと、なかなか値上げに対しては、単純に反対というご意見の方が多いのではないかというふうに思っています。
会長	他はいかがでしょうか。
委員	私も意見ですけれども、料金の改定表を見ると、これにプラス上水も加わるわけだから、ここの金額は1か月あたりで書いてありますよね。でも実際に来る場合には2か月に1回ずつ（請求が）来る。そうすると2か月にいっぺんでこれだけ上がるっていうことは、これは払えなくなる人がかなりいるだろうなというのは予測がつく問題ではないかなというふうに思います。ですから、私はまだ皆さんの自力があるうちに30%上げてしまった方がいいと思います。75歳以上の人人がたくさん増えてしまい、一人暮らしも増えて払えないとなってから上げられても困るよねと思うので。議会の中でも審議していただいて、その（案に対する）姿勢を市民に見せていただくっていうのが一番大事なんじゃないかなと思います。審議会でこれだけ議論が活発に出ていますから、そこもきちんと広報していただいて、それで市民の皆さんに理解してもらう努力はするべきだと思うので、頑張ってもらいたいなと思います。

副会長	料金設定で一番難しいのは、固定費を安くすれば変動費が高くなり、(上げ幅を)少なくすればいいけれども、そうしたら今の施設管理の維持ができなくなってしまうという、こっちを取ればこっちが通らないというその難しさですので。確かにおっしゃるとおり、払えない人も出てくるかもしれないですよね。そういう恐れはゼロとは言えないので、そうした場合には、やはりできるだけ節水をして、できるだけ安い層のところで収めていただくぐらいしかないかなとも思います。あまり回答にはならないかもしれません。審議会のあり方という一つの考え方があって、ある程度、議会も尊重してほしいなとも思います。ここで決めたことが議会で全然違う形で決まてしまったら、審議会なんて要らないよね。通常の審議会というのは附帯意見を付けられるかもしれません、大体は審議会の意見はそのまま議会で尊重されるという形が多いという思いを持っております。
会長	他にご意見ありましたらお願いします。
委員	私の方の意見としましては、B案がいいのかなと思っています。理由としては案Aでは改定率が10m ³ 使用者の78%と大口使用者の13%はあまりにも違いがありすぎます。また、2か月に一度の請求さらには上水道もついてくるとなったときに、生活困窮者の方々の負担を考えると、急に上がり過ぎというようなイメージが強いかなということで、市民の理解を得るにはそこまで極端な上がり方をするのはちょっとどうなのかなと思いました。
会長	すいません、4時をちょっと5分ほど過ぎておりますけども、非常に重要な話ですので申し訳ありませんが、ご了解得られるようでしたら、最大5時までということで、このまま会議を続けさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。
	(異議なし)
会長	ではこのまま会議の方を続けさせていただきます。今、案Aと案Bというのが出てまいりましたけども、他ご意見等ございますか。
委員	少し偏ってもしょうがないので、案Cを私はいいと考えます。というのは、案A・B・Cともに経営には影響ないと。どれでも経営は万全にできるということでした。それで企業誘致の問題が少し議論となりましたが、水道で企業誘致をする必要はないので。案Cだと大口の負担が重くなるわけですね。企業誘致や企業対策をする場合には別途税金を入れて水道料金に対して配慮するという政策的な税金を投じ方がある、これは水道料

	金をとるとか何とかということではなく、行政の姿勢として企業誘致をするために税金を投じることができるので、企業誘致のためであれば、むしろ大口には負担を大きくしておいて、企業対策のために税金を投じるというやり方はあり得るのではないかと。それがいいとは言いませんけれども、企業誘致に関しては別の税金の使い方があるので、水道に対してはある程度ご負担いただいてもやむを得ないという考え方がありかなと。しかも大口の人は先ほどご答弁の通り、全てのところを通って大きくなるわけで、もう一つは大きいところにある程度負荷をかけておけば使用を抑制するというふうなインセンティブにもなるということで、考え方としては案Cを推しておくのもありかなと。考え方の一つとして参考にしていただけるとありがたいです。
会長	他はいかがでしょうか。
委員	今ちょうど企業誘致の話がありましたけども、企業誘致に関して言えば、政策的な財政の通し方があろうかと思いますが、現在、川越市内で事業を営んでいる方たちにどれだけ負担があるかと考えたときに、案Cではあまりにも影響が大きすぎるのではないかと思いますので、家庭も大事ですが現在、川越市で起業している方も考えていかなければならないというところであれば、バランスをとって案B、ないし案Aもありうるのではないかというふうに考えます。
会長	他はいかがでしょうか。
委員	事務局から案A～Cまでどれでも大丈夫だというご説明がありましたがそれは違うと思っていて、将来的に使用水量が減りますという前提があり、それを回避するために、固定費の方を増やさないとやっていけないと思います。なので、基本的にこの案Aの30%がベースになくてはならないと思っています。それをやっておかないと、また使用水量が減ったら、もう次の改定時期がすぐ来てしまうということになりますので、その辺はさっきの説明はちょっと理解できないのかなという気がしております。
会長	他はいかがでしょうか。
委員	先ほどの大口使用者の話がございましたが、案B・案Cで改定した場合に、大口はかなりの負担増になるのかなと考えております、先ほどご意見がありましたけど、やはり現在川越市内で事業を営んでいる方に対する配慮もぜひ必要かなと思います。特に大口の排除量が1000m ³ 以上、病院・福祉施設、工場につきましての、そこに対する配慮もぜひ考えていくのが妥当かなと思います。私はA案を支持させていただきます。

会長	他はございますか。
委員	パーセンテージからいきますと、案Aの方で皆さん平等というふうな、副会長さんのお話がありました。最初の1～10m ³ は、プラス11%で、こちらは皆さん同じですけれども、次のところですと、大体13%で止まっているというところは、平等に近いのではないかなと思います。そして企業の話も委員の方々からお話があったとおり、今まで川越市を支えていたいたのも、今の企業がしっかりやつていただいていることもありますので、そのことも考えて13%で平等に行くというのもいいのかなと考えております。
会長	他はいかがでしょうか。
会長	今ひと通りご意見を伺っておりますけれども、それぞれ案A・B・Cの考え方があると思いますし、事務局の方からも、経営的にはどれでも大丈夫だらうというお話もございました。なかなか一つにこういう形で決めましょうというのも難しいというところもございますので、これまであまり例はないですけれども、この後、多数決を取らせていただきまして、それを基にひとまずこの審議会の案とさせていただくと。ただし、それぞれの委員のお考えですか、各案のメリットデメリットございますし、先ほどご意見あったように、審議会の結論を基に議会の方でもしっかりと議論していただき、市民の方に理解してもらうように、それから事務局の広報その他でもやってほしいということがございました。それらにつきましては、答申の附帯意見という形できっちり記載をさせていただいて、そのようなものについても反映するようなことをさせていただければと思いますがよろしいでしょうか。
副会長	私は多数決でやるよりも一言ずつご意見を伺った方がいいと思います。大事なことですから、多数決で単純に決める話ではないと思います。
会長	逆に1人1人に聞いた後、最終的に審議会として何かの結論を出さないといけませんので、できればこれまであまりやってないですし多数決がベストかどうかというところはあるのですが、なぜこういう結論でしたかという（質疑の）際、皆さんの意見を聞いてなんとなくこうかなというのでは、議会とか市民の方へのご説明としては弱いのかなと。必ずしも多数決はという部分も当然あると思いますし、多数決で決まったのでそれで無条件で行きますとかそういうことはないと思いますので、実際案B、案Cというご意見もあって、かつ、それぞれの考えもあるかと思いますので、もしできればひとまず多数決とし、ある程度特定の案の方が多ければ、一

	方でこういう意見もちゃんとありますよと、このあとの議会その他でしっかり議論してくださいというようなことになるかと思いますけれども、いかがでしょうか。
委 員	この3案についてどういったメリットデメリットないし意見があつたつていうことを表記して、諮問者に対して答申するという形もあるのではないでしょうか。何も多数決で一つに絞っていく必要も。その答申を受けて最終的に上下水道事業管理者なり、市長が議会に対してどういう形で議案として提案をするのかという形もあるのではないかなと思います。
副会長	審議会で手を挙げて一つの結論というのは、方向的にまとまればいいのでしょうけど、少し考えてもいいとは思います。ただし審議会としてある程度は結論を出さないと意味がないので、私は様々な意見があった結果、こういうふうになりましたと出すべきだと思います。これは審議会の常識だと思います。
委員	今、副会長から審議会の常識という話がありましたけども、例えば審議会の考え方として、本来なら（使用料を）上げて欲しくないとみんな思っている中、上げることに対しては致し方ないと。そういう一つの結論は審議会の考え方でいいと思います。ただ具体的にどういうふうに上げるか否かというのには様々な意見があったという部分を付け加えてあげるという結論も十分あるのかなと思っております。やはりそういった形の答申を出しているケースもかなりありますので、
副会長	事務局は今おっしゃったような形でもよろしいですか。それともある程度具体的にしてほしいとの要望だったのでしょうか。ある程度は依頼者の考え方を聞いてからじゃないと、ちょっと我々も判断できないかなと思うのですけれど。
事務局	それぞれのご意見をいただいてというのは当然審議会としては、そういったものだと思っております。議論としても少しづかい資料が必要だというようなところがあれば用意させていただいて、審議会としてどういった意見が出て、こういった結果で検討してきたというようなところはいただくということで、先ほど言われたような形で十分だというふうに思っております。
会 長	そうしますと、例えば審議会の基礎案ですか案A・B・Cという形をとらなくても、例えば審議会の中で多くの方が案〇〇ですよと。逆にそれとは違うこういう考え方から、プラス何か別の案もありましたよとか、それを答申にする形でもOKということですかね。それでしたら多数決につ

	いてはいろいろご異議的な意見もあるようですが、そういうふうにしたいと思いますけども、
事務局	多数決が本当にそのままいいかというところもちょっと判断はあるのですけれども、今日ご意見いろいろいただければいただきたいと思いますが、ご意見いただぐに当たって資料的に材料が少ないということであれば、そういういたところも含めて用意させていただいて、次回以降ご検討いただくというようなことも可能かなというふうに思っております。
会長	今の事務局の方からも資料が少なければというお話がありましたが、特にこういう資料が必要だとご意見ございますか。
委員	多くの委員が発言をして、いろんな意見の中で案A・B・Cと既に分かれているわけじやないですか。これを多数決で決めて、またこれを議会にかけるんですか。議員は皆さん 의견を踏まえて、これから出てきたものに対して、当然、議会で審議をして市民に理解してもらう取り組みをこれから行つていかなくてはならない。本当に責任を持ってやらなくてはならない。この場で資料がないからとかではなく、もう資料を出していただいて、それなりの意見も出ているじゃないですか。それを資料がないから次に…というのはちょっと理解できないです。答申の出し方というのは、私もいくつかの審議会に参加させていただいて、いろんなやり方があると思います。ただ本当に生活に密着した大変重要な案件でありますので、こういう意見があつて、これはこういう形にしていただきたいという意見として出すのがこの審議会の役目じやないかというふうに私は思いますので、そこを踏まえた上で検討を今後していただければと思います。
副会長	審議会としてどういう意見を出していただきたいと。それをもうちょっと次回までに整理していって進めた方がいいのではないかとは思います。具体的なところを選んでくださいというのであれば、そういう審議をして、最終的に案〇〇が良かったとか多かったとか、そういうふうな形は選べるかもしれませんけど。そこまで望まないのであれば、こういう意見があつて望むところはこういうところで検討されたいというぐらいになるのかもしれませんけど、今回どこまで望まれているのかがわかりづらくなってしまったという印象です。
事務局	審議会としてはいろんなご意見をいただいた、というようなところでいただければというふうに思っております。先ほど資料がということを申し上げましたけれども、ご意見もいただいておりますので、ここで決めることなら先ほど申し上げましたように、こちらの審議会で答申をいただいた後、局として議会に議案を上程させていただく予定でございます。

	さらに意見をどういうふうにしていくかというところで、提案させていただきたいと思っておりますので、こここの意見としてはこういった意見が出たというようなところでのご意見をいただければというふうに思ております。
会長	今ちょっと資料の話がありまして、資料の内容によって結論が大きく変わるものでしたら当然そこは事務局から出していただいて、データを基に必要だと思うのですけれども、そういう資料が今すぐぱっと委員の皆様からこの資料がどうしてもないと、だから判断できないところがないようでしたら、一つの提案としまして、これまでの議論で各委員から案A・B・Cそれぞれについて、一番相対的に好ましいのではないかというものをお持ちではないかと思います。それを一旦、事務局の方へ一定期間までに出していただいて、それを基に事務局で、審議会の結論としては例えばこういう案が比較的多く、その理由はこうですよ、ただし別にはこういう意見もあってその差についてちゃんと配慮しなきゃいけませんと。そのような形をするのも一案かと思いますが、そういう形でも大丈夫ですか。
事務局	皆様からのご意見をまとめさせていただいて、そのまとめを答申の基礎となるような形で次回お示しさせていただき、それをベースにこうしようとかああしようとかっていうようなお話をまた深めていただき、最終的に答申案にさせていただくというような進め方でよろしいでしょうか。
会長	私の方ではそのように考えていまして、次回までに事務局でまとめていただいたものの微調整をした上で、最終的に答申の形でも、局の方でも問題ないようでしたら、それがいいのかなと。そこには各委員のいろんな視点からの考えが出てるはずですので、それを基に事務局の方で最終的に議会に出すときには、案A～Cどれかの案で改定案を出さざるを得ませんし、議会の審議も当然そこで行われるはずです。そういう形でよろしければ、そういうふうに進めさせていただくのが一番かと思うのですけれども。
副会長	ちょっと反対ですね、私は。おそらく具体的にいろんな意見があつたけど案〇〇という形だったという経緯を出さないと、何のための審議会だったという話になってしまないので。だから私はもうちょっと意見をちゃんと集約して、審議会としてはこういう意見を踏まえて、案〇〇を採用させていただきましたという経緯を持って出さないと事務局が困っちゃうなっていうのは思っています。
会長	そうしますと、各委員からいろんな意見を出していただいていますし、もしこの後追加でご意見あれば言っていただいて、それを事務局の方で一

	つにまとめることはできますか。
事務局	はい。日本本当にたくさんの意見いただいたので、まとめさせていただいて、次回皆様にお示しさせていただきます。その過不足等々をご議論いただいて、最終的に副会長から答申の形としてどういうというようなご提案も含めて次回ご議論いただいてという形で。まずはその皆さんのご意見をちゃんと拾った形のものを、次のときにお示しし、それをベースとしてご議論いただくというような形でよろしければ、そのような形でご用意させていただきたいと思います。
会長	これまででも皆様からいろいろご意見をいただいているのですが、もしまだ言ってないことがありますとか何かありましたら、今言っていただきますと、この後事務局で次回までに最終的一つの案にまとめていただきますので、反映できると思いますが、いかがでしょうか。
委員	私はそれぞれ使った量に応じてのその差額が一番少ない案Aがいいと思います。1~10m ³ も11%だし、一番多くても13%に収まりますので、これが一番私はいいと思います。
会長	他はいかがでしょうか。
委員	今日の議論も次回までに事前に送っていたので、自分たちの意見を書き込んだやつを返送して、それを次の会議で出してもらった方が早いと思います。またこのまとまったときの意見だけで始まるよりは、それを1回もらって、それに対しては私まだこんな考えですというのを書いて返信して、それを次の会議で出してもらった方が個人の考えが全部出ますので、それで始めた方がいいような気がするのですが、いかがでしょうか。
事務局	次回は10月23日ということで、ちょっと時間的な制約がございますので、ちょっとご要望の形でいけるかどうかが現時点ではっきりとは言えませんが、本日発言されたものを確認して、まとめて事前に一旦お示しをすることはできると思います。そこでまず一旦、単純に起こしたご意見を皆様に見ていただいて、修正等がないかどうかを踏まえて作るというような形がいいでしょうかね。
委員	今回発言していない方いるじゃないですか。その人の考えはわかんないんで、1人1人の考えを書いて返信して、それをベースに次回議論が始まるっていう感じなんんですけど。
副会長	皆さんにはもし選ぶのであればどの考えを選ぶのか、ちゃんと明確に言

	<p>っていただきたいなと思っています。例えば私は、県との整合性を取るのであれば案Aです。しかもリスクが少なく利害関係者の調整が一番いいのではないかと思います。一方、多分案Cっていうのが一番いい意見もあるわけですよ。だからそれを配慮すると案Cを取るっていうこういう意見もあるかもしれないし、どこの視点を取るかによって違うし、パーフェクトな答えがないというがありますけど、結果的に審議会だからどれかの考へで集約していくかなくてはいけないので、考えをちゃんと明確に持って参加していただくのが一番いいかなとは思います。</p>
会長	<p>ちなみに今ご意見ありましたけど、時間的な意味でちょっと厳しいですか。それとも、やろうと思えばできそうですか。</p>
事務局	<p>いただいたご意見をまとめたものを皆様にお送りさせていただいて、それに対して自分の意見を入れていただいて、という流れでよろしいですね。次の資料が全部できるということではなくて、その部分についてのみ送らせていただいて、そうできないかというふうなことでよろしかったでしょうかね。それであれば大丈夫だと思います。</p>
委員	<p>すいません、ちょっと確認ですけれども、メールか何かで送ってくれればいいということですね。メールで返せば、資料にしてもコピーすればいいだけですので、それでおやりになつたらいかがでしょうか。郵便でやるよりもよっぽどいいと。</p>
会長	<p>そうしますと今の形で本日の委員さんの意見を基にまとめていただいたものをメールで送っていただいて、それを各委員でチェックしていただいて、過不足やご意見があれば言っていただくという。できれば次回に関しては最終的に答申をどういう形にするかまとめなくてはなりませんので、各委員の意見はこうでしたとそのまま書かれても、多分また今回と同じでなかなかまとめるのが大変だと思いますので、それらを事務局で見て、案を作っていただくということまでをお願いしたいと思います。それについて我々委員の方で、再度、もっとこの視点が要るんじゃないとか、調整をして最終的な案にもっていくと。日程の関係がございますのであまり何回もやれないという事情がございますから、そこら辺までお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。それではやりとりをさせていただいた上でのご意見と、答申の案という形で次回のときにお示しいただけるように、ご用意をさせていただければと思います。</p>
会長	<p>そうしましたら一応改定案につきましては今のような形で次回までに各</p>

委員のご意見の確認をして、それを基に事務局の方で原案を作っていただくということにしたいと思います。

そうしましたらば、(2) その他に移りたいと思いますが事務局の方からお願ひいたします。

事務局 (2) その他

第2回、第3回審議会会議録案のご確認依頼事項について説明した。

次回の経営審議会の開催日程等について、以下のとおり説明した。

第4回経営審議会 令和7年10月23日（木）午後2時開会 中央公民館

4 閉 会